

広 報 紙 なかがわ

令和８年１１月号



那珂川警察署

電話 ０２８７－９２－０１１０

犯罪被害者月間が始まります!



今年から、11月１日～12月１日の期間が「犯罪被害者月間」となりました。国民の犯罪被害者等支援に関する理解を深めることを目的とした広報啓発期間です。

～被害者手帳の運用開始について～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

従来の「被害者の手引」に代わり、「被害者手帳」が今年の10月１日から運用開始されました。「被害者の手引」と異なる最大の特徴は、被害状況や困りごと等の記載欄がある点です。

そのため、支援の窓口で、被害にあった事実や自分の状況を伝える必要がある時には「被害者手帳」を見せることで繰り返し同じ説明をするご負担を減らすことができます。

子供を犯罪から守るためのルールを決めましょう!!!

外出するときのルール

- ○ 「誰と、どこで、何をするか、何時に帰るか」を必ず家族に言ってから出かける
- ○ 何かあったら大声で助けを呼ぶ
- ○ 危険な目や嫌なことがあったら、近くの大人に直ぐ知らせる
- ○ 塾等で家族の迎えを待つときは、施設の中で待つ
- ○ 防犯ブザーを持たせて、使い方を教えておく

インターネットを使う時のルール

- ○ ＩＤ・パスワードは保護者が管理する
- ○ サイトやアプリは使用してよいか保護者に確認する
- ○ 下着姿や肌の露出が多い写真は撮らない、撮らせない
- ○ 個人情報や自宅の場所、学校名、制服が分かる写真、行動範囲などが特定できる内容は書き込まない
- ○ 知らない人とメッセージのやりとりはしない
- ○ ネットで知り合った人とは会わない

栃木県警察防犯アプリ とちぎポリス



ダウンロードはこちらから

「とちぎポリス」とは犯罪や交通事故等の各種情報をリアルタイムに提供する栃木県警察の防犯アプリです。ぜひ活用してください。

爆　誕



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」